

# ご旅行条件書（国内受注型企画旅行）

## 1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2.受注型企画旅行契約

1)この旅行は旅行サービスじえぶと（以下「当社」といいます。）が実施する旅行であり、参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

2)当社は、旅行契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

3)旅行契約の内容・条件は、旅行日程表、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

## 3.旅行のお申し込みと契約の成立時期

1)当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）と当社所定の同意書（以下「同意書」といいます。）に必要事項を記入の上、旅行日程表に記載した申込金を添えてお申し込み頂きます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

2)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行のお申し込みがあった場合、契約締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

## 4.お申込み条件

1)申込書と同意書への記入が必要です。

2)お客様が、当社らに対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、企画をお断りする場合があります。また、お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合も企画をお断りする場合があります。

3)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害する等の行為を行った場合は企画をお断りする場合があります。

4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、当社の規定に沿って必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

5)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5.契約書面と最終旅行日程表のお渡し

1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は旅行日程表、本旅行条件書等により構成されます。

2)本項1)の契約書面を補充する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6.旅行代金のお支払

旅行代金は当社の旅行日程表に定める日までにお支払いいただきます。

## 7.旅行代金について

1)旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税、同行するスタッフの経費、人件費等は旅行代金に含まれます。

2)自宅から発着地までの交通費・宿泊費等は旅行代金に含まれません。

## 8.旅行契約内容の変更

1)当社は旅行契約締結後でも天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 9.旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

1)利用する運送機関の運賃・料金が通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更する場合は、旅行開始前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

2)当社は本項1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項1)に定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少した時は、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

4)第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料、その他既に支払、またこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加した時は、サービス提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

## 10.取消料

1)旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には旅行日程表に定める取消料をいただきます。

2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

3)第19項に規定する個人情報の利用目的に同意いただけないことを理由にお取消しになる場合も、所定の取消料をいただきます。

## 11.旅行開始前の解除

1)お客様の解除権

①お客様は、旅行日程表に定める取消料を当社に支払っていただくことにより、いつでも契約を解除することができます。

②お客様は、次に項目に該当する場合は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

a.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別紙に定めるその他重要なものである場合に限りです。

b.第9項に基づき旅行代金が増額改定されたとき。

c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d.当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

e.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

③前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2)当社の解除権

①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、旅行契約を解除する場合があります。このときは本項1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

a.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

b.お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

c.お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

d.スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

e.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

f.旅行者が第4項第2・3号のいずれかに該当することが判明したとき。

## 12.旅行開始後の解除

1)お客様の解除権

①お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

②本項1)の①の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合はおいては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2)当社の解除権

①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合があります。

a.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

b.旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c.お客様が第4条第2・3号のいずれかに該当することが判明したとき。

d.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

②解除の効果及び払い戻し

本項2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除した時は、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サ

ービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他名目による費用を差し引いて払い戻いたします。  
③本項 2)の①の a,d により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

### 13.旅行代金の払い戻し

1)当社は、規定により旅行代金が減額された場合又は受注型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては旅行日程表に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。  
2)お客様は出発日より 1 ヶ月以内に払い戻しをお申し出ください。

### 14.当社の責任

1)当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。  
2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項 1)の責任を負いません。  
3)当社は、手荷物について生じた本項 1)の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内にお客様から当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。

### 15.特別保証

1)当社は、前項 1)の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社特別補償規程で定めるところにより、お客様が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。  
2)本項 1)に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務の履行がされたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

### 16.お客様の責任

1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社からお客様に損害の賠償を申し受けます。  
2)お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、現地スタッフ又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。  
4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

### 17.旅程保証

1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、第 7 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 14 項 1)の

規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。  
①次に掲げる事由による変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。ア. 天災地変 イ.戦乱 ウ.暴動 エ.官公署の命令 オ.運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ.当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置  
②第 11 項及び第 12 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。  
③旅行日程表に記載した旅行サービスを受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。  
2)当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者 1 名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に 15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者 1 名に対して一受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①旅行日程表又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②旅行日程表又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みません。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

注 1 契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2 ③、④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱います。

注 3 ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 4 ⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注 5 ④、⑦、⑧に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 件として取り扱います。

### 18.国内旅行保険への加入について

お客様自身で充分額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

### 19.個人情報の取り扱い

1)当社は、ご旅行またはご旅行に関連する保険等の申込みの際に提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたご旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険関連サービスの提供業務のために必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社では、将来より良い旅行商品の開発をするためのマーケット分析や、当社及び当社と提携する企業の商品やサービスのご案内等をお客様にお届けするため、あるいは、ご旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願いや特典サービスの提供等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

### 20.その他

1)お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただけます。